

平成 24 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 24 年 10 月 12 日（金）午後 2 時～午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 3 委員会室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理者】

田代 波広（地域アドバイザー）

【委員】

吉野 厚子（愛知県心身障害者コロニー運用部療育支援課）

斉藤 卓美（尾張北部障害者就業・生活支援センター）

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

恩田 享之（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

佐々木 はるみ（春日井保健所）

近藤 幸保（春日台養護学校）

小川 修市（春日井公共職業安定所）

瀬尾 國治（春日井市身体障害者福祉協会）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

藤原 博恵（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

伊藤 功一（春日井市社会福祉協議会）

【障がい者生活支援センター】

尾崎 智（春日苑障がい者生活支援センター）

住岡 亜美（春日苑障がい者生活支援センター）

山中 利宏（障がい者生活支援センターかすがい）

永井 ちひろ（障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗（障がい者生活支援センター JHN まある）

梅村 和乃（障がい者生活支援センター JHN まある）

下村 真由美（障がい者生活支援センターあっとわん）

服部 由貴（障がい者生活支援センターあっとわん）

【事務局】

刑部 健治（健康福祉部長）

稲垣 正則（障がい福祉課長）

清水 栄司（障がい福祉課主査）

松本 えみ（障がい福祉課主任）

【傍聴】 14名

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動について
- (2) 連絡会等の報告について
- (3) 地域の課題の解決に向けての取り組みについて
- (4) 基幹相談支援センターの設置について
- (5) その他

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 相談支援事業所連絡会報告
- (4) 住まいに関する研究会活動報告
- (5) 当事者団体連絡会報告
- (6) 医療部会報告
- (7) 日中活動部会報告
- (8) 障がい者虐待防止ちらし
- (9) 基幹相談支援センターの設置について

6 議事内容

議事に先立ち、会長挨拶を行った。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

(会長) 議題1「障がい者生活支援センターの活動報告について」、相談支援事業所の代表から説明をお願いします。

(まある) 資料1「①支援の内容別延べ回数」について、前年の4月分から8月分までと比較すると、電話による相談や合同相談が増えています。全体的な件数は減っています。特に、かすがいとまあるは、前年よりマイナスの数字が多くあります。これは、昨年のご

の時期にそれぞれの事業所がオーバーワークであったことが原因に挙げられます。また、同行支援や面接、訪問があると、電話相談が入ってもキャッチできないことが多くありますので、そういう意味で新規のケースや継続のケースが増えていないと分析することもできます。

「②ニーズ別の延べ件数」は、サービス利用・制度、不安・気持ちの整理、生活支援の順に多くありますが、4事業所ごとに見ていくと、春日苑とかすがいはサービス利用・制度、まあるは不安・気持ちの整理、あっとわんは発達相談が一番多く、それぞれの障がい特性や事業所の特徴が出ています。

「⑤支援ケース詳細」については、前年と比べると春日苑とあっとわんは相談者数が増えており、かすがいとまあるは減っています。

支援回数の合計を単純に5か月で割ると、各事業所ともに毎月40から60ケースの相談に対応し、その他に会議への出席、メッセージの企画、グループ活動の企画実施、資料や記録の作成等の事務作業もあり、とても余裕のない状態が続いています。

続いて、資料2についてですが、春日苑は、医療的ケアが必要なケースや重複障がいのケース等において他機関との連携が多くあったことを挙げています。

重複障がいや世帯全体の支援が必要な場合、様々な関係者が集まり、障がいの当事者やその家族が抱えている問題を多面的に捉え、意見を出し合うことは、関係機関による連携のメリットであると考えます。

次にかすがいは、障がいの特性により社会資源を有効に活用できないケースについて挙げています。例えば、地域移行の問題は、計画を立てればいいというわけではなく、住まいの場を含めてどのように支援していくかの検討が必要になります。また、通院介助や移動支援の制度では、病院や銀行等での手続や相手に用件を伝える支援が必要な方でも、現地までの移動が自力できる方は支援の対象にならず、制度を有効に活用できないという実態があります。

次にまあるは、子ども政策課と一緒に動くケースが多くありました。精神分野には幅広い疾病や障がいがありますので、関係機関と連携を取りながら支援しています。特に気になった点として、電話相談や面接を行い日中活動に繋ぐ支援をしても、なかなか生活面を変えることができず、さらに、長年の積み重ねから被害的、他罰的で、周りの家族や友人、支援者などとの関係が関われば関わるほど上手くいかない方が複数みえることを挙げました。ヘルパーの事業所を転々と変えたり、友達との関係が壊れたり、そういうケースを見

ていると、相談支援で話を聞いているだけでは、何の解決にもならないと感じます。やはり、今年度の第1回の資料として提出しました「地域課題の整理の解決に向けての取り組み」の中で挙げている早期支援システムの構築や園や学校との連携を強めるということが急務であり、そこからしっかりやっていかないと、児童期や思春期に大変な体験を重ね、色々な困難を抱えたまま大人になる人が多いと実感しています。

最後に、あっとわんに関しては、報告にあるとおり、関係機関との連携が進んでおり前年の同時期と比べ他機関からの相談が20件多くなっています。同行支援も増えており、昨年度1年間で4件であったのが、この5か月で9件というように増えています。

(会長) ただ今、相談支援事業所から報告がありましたが、これについて意見や質問がある方はお願いします。

(藤原委員) 資料1「⑥メッセージ」の件数について確認です。まあるの件数が0件となっていますが、問い合わせが1件あったかと思います。ある団体が講演会の依頼をされたそうですが、お断りをされたというように聞きました。その講演会の後、まあるに是非参加していただきたいかったという感想をたくさん聞きました。問い合わせ件数を1にしたいと思っています。

(まある) メッセージとしての依頼ではありませんでしたので、件数には含めていません。

(会長) 事業所の説明によると、メッセージとしての依頼ではなく、講演としての依頼であったためこの資料に挙がっていないということですが、よろしいでしょうか。

(まある) 現在、メッセージ以外に講演会の企画を2つ進めています。講演会の依頼を受けた場合、全てをメッセージの対象とするのではなく、会の趣旨等を踏まえて分類分けをしています。

(藤原委員) では、この中にはメッセージだけの数字ということですか。

(まある) はい。

(藤原委員) まあるにお願いする講演会はメッセージではないのですか？

(まある) メッセージとメッセージ以外のものがあります。

(藤原委員) お願いする時は、メッセージとしてお願いしないといけないわけですね。

(まある) 内容をお伺いし、受け付けさせていただいています。

(藤原委員) 分かりました。それから、まあるの相談に関する報告のうち、特に気になった点に書かれている内容については、私たち家族会の中でも本当に困っているという意見

が沢山あり、支援者の方も大変だなというように読んで感じました。

今回は家族会の中でこの内容についてどのような意見があるか聞いてきました。様々な意見がありましたので、家族の意見として述べたいと思います。

1 番に、家族も疲弊しているので、本人が家族以外の方に相談してくれると、その時間だけでもホッとできている。しかし、家族としては迷惑をかけているのかなと思いました。

2 番目に、医者でも、専門家でもない家族が 24 時間、365 日関わって疲弊しているが、私たちと同じということなのかと思いました。

3 番目に、病気や障がいがあるなら良いけれど、人間関係が難しく、誤解されるような言動しかできない人も多い。

4 番目に、助かりたい一心でまあるに相談しているが、本人は人様の言うとおりにできないから、私のところは遠慮しないといけないと感じた。

5 番目に、春日井市は障がい特性を活かして 4 事業所あるが、精神はまあるで、支援センターの役割は困難な人を助けるところと認識している。

6 番目に、私たちは当たり前のことをいつもどうするかと考えている。本当は良い方法があるなら救う手立てを教えて欲しい。

7 番目に、悩んで、悩んで、すぎる思いでたどり着く所だから、まず受け止めて、力づけるような支援が欲しい。

8 番目に、被害的になってしまうところを分かって欲しい。

9 番目に、どんなに情けない親でも助かりたいと思っている。まあるは最後の砦と思っているので、こんな報告は聞きたくない。

等の意見がありました。

精神障がい者本人が地域で生活していくためには、何かにつけて相談支援が一番重要と考えています。

しかし、この報告の内容では、精神障がい者本人も年単位に関わっていても何の解決にもならないと批判されているように感じました。

どのように考えても、私は本当に悲しくなりました。

小さい時からきちんと支援を受けていないとこのようになると先ほどおっしゃいましたが、精神は中途障がいです。最初からすぐに支援に繋がるということは難しい状況もありますので、やはり障がいになってからしか今の制度の中では対応できず、何とか助けて欲しいというように家族会の人たちは感じています。

現在、春日井市は4事業所がそれぞれ障がい特性を活かして関わっていただいています。難しいかもしれませんが、今後全ての障がい者を対応していただけると身近なところで気軽に本人が自分で選んで利用できると思うので、また皆さんで考えていただきたいと思っています。

(会長) ただ今、藤原委員よりメッセージャーについての確認がありました。それから、事業所報告についてのご意見がありました。メッセージャーについての話をしたいのですが、私の認識ではメッセージャーというのは市民の啓発を主たる目的としているので、先ほど趣旨のところ、いわゆる一般の講演なのか、メッセージャーとしての依頼なのかというのを分けて欲しいということですが、そのあたりを分かりやすくもう一度説明していただけますか。

(まある) メッセージャーは、障がいの理解・啓発事業の一つで、4事業所が一般市民に限らず、当事者の家族や支援者等の関係者の依頼を受けて、障がいについての適切な理解や制度について啓発をするための活動です。例えば、講演会の企画ということであれば、複数のシンポジストや講師がいて、その1人としてまあるに出てもらいたいという依頼があった場合や主催がまあるではない場合もメッセージャーとしての活動とはみていません。

藤原委員が指摘されました講演会は、元々、主催者側の企画があつて、そこに一緒に出席してくださいというものであったため、メッセージャーとしては受け付けませんでした。

(会長) 資料1の件数は特に修正していただかなくてもよろしいということでご承知おきください。

それから、報告にありました非常に被害的、他罰的になる相談者の事例については、こういった方たちの支援が課題であるという意見をいただきました。批判的な相談者に対して冷静に対応していくことは支援者にとっても凄く難しいことだと思います。

藤原委員からは、報告内容が障がい者に対して批判的であるという意見がありましたけれども、もしかしたら言葉不足で間違つて伝わっているといけませんので、まあるから説明をお願いします。

(まある) この限られた紙面の中で報告しますので、逐一を記入することはできませんが、一番お伝えしたかったことは、まあるだけで全てを解決することはできないという点でした。藤原委員から家族会の方たちからの意見が読み上げられ、まあるが最後の砦であるとか、支援センターで受け止めて欲しいという言葉がありましたが、正直、全てを受け止め

て、全てを解決してといくことは無理だと、私は思っています。私たちがお世話をしてあげる、助けてあげる機関という認識もありません。

相談支援というものをどう考えるかは、立場が違えば当然、ご理解いただけない部分もあると思いますが、私たちが一生お世話をして、助けてあげられるわけではありません。相談支援というのは、スーパーマンではないからです。

(藤原委員) すごく複雑な気持ちですが、一生お世話をして欲しいとか、そういうものではなく、今現在困っているわけで、今現在助けて欲しいというように思って、様々な方が相談をされていると思います。「年単位で関わっていても何の解決にもならず、関わる人たちが疲弊していく」と報告にありましたので、長期に関わっても難しい、もう施しようがないというように受け取ってしまいました。そういう人こそ困っていると思うので、何とか困っている部分をまず受け止めていただければ、何らかの解決策が見られるのではないかとこのように感じました。

(会長) やはり、家族も支援者もあきらめないことが大切だと思います。批判的な相談者の方というのはどうしても関係を崩していく方向に動いてしまうのですが、それを何とか維持していくように、二者だけでは難しいことがありますので、他機関と連携して複数の支援者で中立的に関わりながらやっていく工夫もできると思います。事業所連絡会や当事者団体連絡会において対策を考え、それに限らず、今困っている人たちの支援についても各部会等で検討していただくといことでよろしいでしょうか。

その他に意見や質問はありませんか。

(河野委員) かすがいの報告の全体的な所感の中で、「②移動支援や通院介助は、移動よりも目的地での支援が必要な場合がある」とありますが、移動支援というのは春日井市の場合、認められる内容や基準がありますし、通院介助は、受診の際の支援だと思いますが、このような制度に当てはまらないケースがあったということなんでしょうか。

(かすがい) 通院介助や移動支援は、目的地までの移動の支援がメインになってくるかと思いますが、知的障がいの方は、病院までは自力で行けるけれど、病院に着いてからどこの科を受診するか分からなかったり薬の飲み方等先生から受けた説明が理解できないことがあります。また、銀行も同様に、移動の支援ではなく、書類の書き方や銀行側とのやり取りに支援が必要となる場合があります。

そのため、ケースによっては移動支援や通院介助の対象とはならないため、私たち支援センターの職員が本人と現地で待ち合わせをして手続き等に関する支援を行う場合があります。

ます。

(河野委員) 春日井市の移動支援は、そのような解釈でしょうか。

(事務局) 市町によって多少変わってくるかと思いますが、春日井市の移動支援については、現地までの移動、現地での支援、現地から帰ってくるまでの移動を一連の支援として考えていますので、現地のみ利用の支援は、対象外としております。

(河野委員) 移動支援や通院介助を使って病院内の支援をしていただくことはできないのですか。

(事務局) 通院介助に関して言えば、自分では病院に行けるけれど、病院でうまく説明できないという方はこのサービスを利用していただけません。病院までは自力で行けるので、そこでヘルパーと待ち合わせて通訳の支援が必要ということでしょうか。

(河野委員) 私は、移動支援や通院介助は、家から出かけて、帰ってくるまでが支援であるという認識でした。今、かすがいの方が、その道中で足りないものがあるということと言われたのだと思います。必要なサービスは補っていく必要があると思いますので、何が足りないのかということを出していただきたいと思います。

(かすがい) 現行の通院介助では、ヘルパーが本人と医師や看護師の間に入り、通訳の部分だけを担うことは認められていないため、病院までの往復が自力でできる方については通院介助が適用されないケースが多いという課題を提示しました。

(会長) 少し話を整理させていただきますと、通院も困難で、先方でのやり取りも困難な場合は通院介助で対応できるけれども、通院はできるけれども、先方できちんと対応できない人については、この通院介助が適用されないので、先方の介助だけが適用される支援があるとよいということですね。

これについて、事務局から何かありますか。

(事務局) 通院介助というのは、病院に行くまでの道中の支援、病院から帰ってくるまでの道中の支援をするものであり、院内は病院の医療スタッフが介助することが原則となっていますので、その部分は通院介助の対象外となります。

移動支援は、市町村の事業であり、現地での支援も含めて自宅から現地での支援、現地から帰ってくるまでを含めて一連を支援するサービスです。

(会長) 院内の介助というのは、基本的に病院側の医療スタッフがやることという理解ですね。

(河野委員) それを移動支援で行ってはいけないのですか。

(事務局) 移動支援については、通院は対象としておりません。

(会長) 通院以外の移動、ショッピングモールに行くとか、そういったことが移動支援ですね。

(事務局) そうです。移動支援は、社会参加や余暇を支援するものであり、通院介助と重複する内容については対象としておりません。通院介助を利用させていただく場合、院内については病院側のスタッフで対応していただくことが原則であり、やむを得ない場合は対象となることがありますが、そういった方でも、現地での支援というのはありません。あくまでも通院行為全てについて支援が必要な方で、医療スタッフ側でどうしても対応できない方の場合は、現地でのヘルパーの付き添いが認められることがあります。しかし、原則は認められていません。

(河野委員) そういう課題は、ぜひ委員の皆様で考えていただきたいと思います。病院受診は誰にとっても必要なものですので、移動支援では認められていないのであれば、認めていただきたいと思います。

病院までは自力で行けるけれども、病院でのやり取りができない等、通院に部分的な支援が必要な人がいることを本日初めて知りましたので、そういう人にこそ支援を届ける必要があると思います。やはり、対応が困難なケースについては、是非、こういうところで皆さんに議論していただき、少しでもそれがいい方向に向かえばと思います。市として、柔軟な支援方法への給付を認めれば、困難な事例は少しでも減るのではないかと思うし、地域での暮らしもより成立する可能性は高くなるのではないかと思います。

(田代委員) 市や国の制度において、通院先での支援ができるかできないかを議論されているかと思いますが、もう一つの課題となるのは、通院先での支援を相談専門支援員がやっていることだと思います。

相談支援専門員が同行支援や訪問に時間を割いている一方、相談支援事業所の電話が通じず相談ができないという声も聞かれます。もし、通院先での支援を相談員がやっているのだとしたら、相談員の役割も含めて課題になると思います。

(会長) 実際にそういった受診への同行を、個別にアウトリーチとしてやっているという事例はありますでしょうか。

(春日苑) 病院での付き添いが必要で、何件か支援をしているケースはあります。

移動手段は介護タクシー等を使って病院までは来られますが、知的と身体をの重複障がいの方や高次脳機能障がいの方については、先生の話と一緒に聞いて欲しいと言われ、本

人に代わって状況説明をしたり、薬を自分では管理できない方は、服用方法を一緒に聞くこともあります。

(かすがい) 通院の同行は多くあります。自分の病状を上手く説明できない方や医師からの説明を噛み砕いて理解することが難しい方、特に多いのは、薬をいただいて帰ってくるのですが、薬の服用の仕方が分からず、薬を飲まずに置きっぱなしにしている方です。

受診をしているだけで、結果的に薬の管理ができておらず適切な医療を受けられていない場合がありますので、そういった方を支援しています。

(まある) 市役所での手続きや病院の受診に同行することがあります。その方に対して、継続的に同行支援するのではなく、個別の相談を聞いていて、その相談内容を主治医に伝える必要があっても、本人一人では、上手く伝えられない場合や先生の指示を受け取って来られない場合、また、本人の状況に大きな変化があった場合、その状況を本人に代わって客観的に伝えなければいけない場合に同行しています。

精神の方は、現地集合がほとんどです。そのため、移動支援や通院介助を使わなくても現地まで自力で行けますが、今お話したように現地での支援が必要になることがあります。

服薬管理に関しては、割と精神の場合は自分できちんと把握して飲んでいる方が多いため、支援をすることはあまりありません。

飲み忘れや飲み過ぎにより急激に不安に陥ってしまう方の場合は、精神の分野での訪問看護が充実してきているので、そういった医療サービスを受けることもできます。

(あっとわん) そのようなケースはありません。

(市川委員) サービスを提供している事業所として発言します。通院介助は、今、皆さんからお話があったように通院時の行き帰りにしか使えません。大部分の方から、病院内での支援について依頼を受けますが、たとえヘルパーが付こうとしても、その支援に対する給付は一切受けられません。あくまでも事業所は、給付の受けられるサービスを提供していますので、10分程度の支援であれば給付の受けられない支援でもお断りすることはありませんが、それ以上に時間がかかるようであれば、病院内の支援については、本人からの実費徴収を前提に依頼を受けます。実費部分は給付費の100%ということになります。

介護保険の場合も同様ですが、ケアマネジャーが病院内の支援を1時間やっているという話もちよこちょこ聞きます。制度上、病院内の支援は給付のないサービスになるためやりたくてもなかなかできないのが現状です。

(田代委員) そうすると、相談支援専門員が必要に応じて病院内の支援をしていることや

市川委員のお話からそれらの支援は制度上、給付が認められていないという現状が分かったわけですね。

(会長) 今日、そういった課題があるということが明確になりました。これを補う制度を検討していくことだと思えますし、そういったことを今後、この協議会から提言していくということによろしいでしょうか。他にご意見ありますか。特にないようですので、続きまして、議題 2「連絡会からの報告」に移りたいと思います。初めに相談支援事業所連絡会、引き続き当事者団体連絡会に報告していただきます。では、相談支援事業所連絡会からお願いします。

(かすがい) 資料3に基づき説明。

(会長) ただ今、相談支援事業所連絡会の報告をいただきましたが、これについて何かご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

次に、研究課題となっています住まいに関する研究会の報告をお願いします。

(春日苑) 資料4に基づき説明。

(会長) 住まいに関する研究会の報告をいただきました。これについて何かご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、当事者団体連絡会の報告をお願いします。

(河野委員) 資料5に基づき説明。

(会長) ただ今、報告をいただきましたが、これについてご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。

次に、議題 3「地域の課題の解決に向けての取り組みについて」に移ります。医療部会からお願いいたします。

(春日苑) 資料6に基づき説明。

(会長) ただ今、医療部会の報告をいただきましたが、これについてご意見、ご質問はありませんか。

(河野委員) 周知啓発をされるということでしたが、医療部会から何を周知啓発するのですか。

(春日苑 住岡) 障がいのある方に必要な医療的ケアの法制化について周知啓発をしています。

(会長) 次に、日中活動部会の報告をお願いします。

(田代委員) 資料7に基づき説明。

(会長) ただ今、報告がありました。これにつきましてご意見、ご質問はありますでしょうか。

(戸田委員) 部会のことに関してですが、前回より住まいに関する研究会に出席させていただいております。これまで、研究会では障がい者が一人で暮らせるような方法をいろいろと検討されてきたと伺いました。研究会のメンバーは、事業所の方や先生等、お忙しい方が多いということもあり、実際、話し合いの回数は年に2〜3回程度に止まっています。しかし、当事者にとっては日中の場と生活の場というのが2大の柱になりますので、住まいに関する研究会が部会となり、毎月1回程度の頻度で開催され、より具体的に障がい者の生活の場について検討を進めていただきたいと思います。

(会長) 住まいに関する研究会についてのご意見をいただきました。昨年度、部会とすることについて承認は得ていますが、活動の性格上、研究会の方が望ましいということで、今のところ研究会として継続されています。月1回開催できるような活動にしたいというご意見でしたが、これについて住まいに関する研究会はいかがでしょうか。

(春日苑) 話し合いの回数を増やすことが望ましいと考えますが、研究会はメンバーに対してそこまでの拘束力は持っていません。ただし、現状として開催が必要な時には月に2回集まることもあるため、開催頻度を柔軟に決められることも研究会のメリットだと思っています。今後、活動をしていく上で部会の方がいいのではないかという結論になればそのように進めていくことを考えたいと思います。

(会長) 活動の頻度と、部会か研究会かということはあまり連動しないと思いますので、意見としては、もう少し事業を明確にして、目標を持って進行して欲しいというものだと思います。戸田委員もメンバーに入っていられちゃいますので、先頭になっていただいて、時間を区切って目標を立てて、今年度中にはこれをやりましょう、ここで会議をやりましょうということで具体的に進めていただければと思います。

日中活動部会の報告についてはよろしいですか。

次に、相談支援部会の報告をお願いします。

(事務局) 相談支援部会につきましては、今後の進め方等を相談支援事業所連絡会や運営会議において話し合ってきましたが、9月14日に準備会という形で1回目を開催いたしました。準備会ということで計画相談の制度の再確認ですとか、今後の展開について意思の統一を図るような内容でした。参加者については、今後、計画相談の事業を開始する予定の事業所ですとか、ケアプランの制度がすでに進んでいる介護保険のケアマネジャーにも

参加していただいて意見の交換をしました。

また、10月5日に準備会の2回目を開催し、ケアプランの例等を基に今後春日井市としての基準、スタンダードを作るための意見交換をしました。

今後は、部会員の選定をして、部会として正式に立ち上げるということはもちろんなのですが、実際のケアプランを使って事例検討を進める等して、実績の少ない今のうちに一定の基準を作っていく作業に入りたいと思っています。

(会長) 今の報告について何かご質問、ご意見はありますか。

特にないようですので、次に議題4「基幹相談支援センターの設置について」に移りたいと思います。これについては事務局より説明をお願いします。

(事務局) 障害者自立支援法が改正され、その中で、基幹相談支援センターについては、市町村において設置ができるという規定が設けられました。それにあわせて国の地域生活支援事業実施要綱があるわけですが、実施要綱においても基幹相談支援センターを設置することが望ましいという大きな流れが出ています。これを受けて、春日井市ではいろいろ協議をしてきたわけですが、ここで概ね設置についての考え方、方向性がまとまりましたので、今日は皆様にお示ししたいと思います。

まず、設置の時期につきましては平成26年度を目標に考えております。

次に、設置の場所については、春日井市の事業といたしますので、春日井市の総合福祉センター内を考えております。

次に、委託先につきましても、これもいろいろ議論をしたわけですが、公正、あるいは中立性ということを判断の材料の一つといたしまして、地域福祉の推進母体でもあります春日井市社会福祉協議会がふさわしいと考えました。

次に、業務内容について説明します。春日井市の状況として、これまで障がい種別において4事業所でそれぞれ相談を受けていただいているということがございますが、基幹相談支援センターについては、3障がい全てを対象とした相談支援センターにしたいと思います。あわせて障がい者虐待に関する窓口的な役割を持っていただきたいというように春日井市としては考えております。

次に、体制については、相談支援専門員を1名、その他に相談員を2名配置することとし、有資格者を希望しております。

次に、大事な点としまして今後の進め方について説明いたします。25年度と26年度の2か年で計画しておりますが、25年度には社会福祉協議会に相談支援事業を委託し、現状の

4 か所の生活相談支援センターに1つプラスされるというような位置付けで考えております。

それで、実績や経験を積んでいただいた上で、目標といたしましては26年度に基幹相談支援センターに機能を拡充し、実行したいと考えております。

拡充の内容につきましては、成年後見業務、自立支援協議会の運営に関する業務等を委託し、春日井市の基幹相談支援センターとして位置付けたいというように、基本的な方向をまとめましたので、今日は報告させていただきました。よろしく願いいたします。

(会長) ただ今の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

(河野委員) 例えば、相談員や相談支援専門員の方は、社協の職員として、社協が雇われるのですか。それとも市の職員が出向するのでしょうか。

(事務局) 相談員については、新たに3名の方を社協として採用するという事で考えております。

(佐々木委員) 平成26年度からは成年後見業務と自立支援協議会の運営業務が追加されるという説明でしたが、平成26年度には更に人員が増加されるということなのでしょうか。

(事務局) そのつもりではおりますけれども、人員増ということになりますと、当然、人件費、予算も大きくなりますので、そのあたりは財政とも調整しながら考えてまいりたいと思います。

(戸田委員) 26年度から自立支援協議会の運営業務を追加するという説明でしたが、今まで事務局は障がい福祉課の方たちが中心だったと思いますが、そのあたりで変更がありましたら教えてください。

(事務局) まだまだ具体的ではございませんが、理想としては基幹相談支援センターで、自立支援協議会の事務局を担っていただきたいと思います。ただし、全く市から離れるということではなく、市と連携する中で自立支援協議会を取り回していただく方向です。現状、基幹相談支援センターが事務局を担っている市町村もすでにございます。基本的にはそのような方向を考えています。

(小川委員) これに関する設置要綱や実施要綱はいつ頃でき上がりますか。それがないと議論ができないと考えますが。

(事務局) 本日は、議論をいただくということではなく、基幹相談支援センター設置について、春日井市の方針をお示ししています。当然、これから設置要綱を作成し、25年度からどのような契約内容で社協へ委託をするのか詰めてまいります。小川委員がおっしゃら

れるとおり、まだまだ議論いただく材料としては不十分だということは、事務局としても認識しておりますので、今日は方向付けだけということでご承知をお願いしたいと思います。

(田代委員) 障がい者虐待防止センターについては、多分、今のところ愛知県下54市町の中で外部に委託されているのが6~7市町村ぐらいだったと記憶しております。この機能については、26年度ではなくて、25年度に委託をされるという解釈でよろしいですか。

もう1点は、26年度に移行予定となる成年後見業務について説明をいただければと思います。

(事務局) 25年度については、障がい者虐待防止センター機能ということで、通報の受け付け、相談、啓発の大きく分けて3つの機能の委託を考えています。これについては、基本的な相談が主な業務になるかとは思っていますが、被虐待者を保護する法的な措置機能は委託することができませんので、その部分は市と連携を図りながら進めてまいります。

また、26年度には、その虐待も当然絡むとは認識しておりますが、障がい者の権利擁護に関する成年後見業務についても基幹相談支援センターに持っていただきたいと考えています。

(田代委員) 障がい者虐待防止センターの夜間体制について教えてください。

(事務局) 現状としては、ホットラインを引きましたので時間内の通報については、障がい福祉課で受け付けし、時間外や祝休日については、ホットラインへの通報が宿直室に転送されます。その後、宿直室から職員個人の携帯電話に連絡が入るという流れとなっています。将来的には、基幹相談支援センターで24時間対応していただくこととなりますがその方法については、今後、検討してまいります。

(まある) とりあえずの方向性が社協への委託ということで示されたということによろしいわけですね。委託の中身に関しては、今後検討されていくということでしたので、気付いたことがあれば事務局へお伝えしていくということによろしいでしょうか。

(事務局) はい。この協議会や各連絡会、各部会を通じて意見をいただく中で、よりよいものにしていきたいと考えています。基幹相談支援センターを設置いたしますことが決まりましたので、当事者や家族の方、今まで相談支援事業を行ってこられた4事業所等の皆様方にとって有意義なもの、上手く機能するものにしていきたいと思っております。しかし、大筋は、資料に記載のあります考え方で進めてまいります。現在、4事業所が障がい種別ごとに相談業務を実施されていますが、非常にスムーズに回っていますし、当然、歴史もあ

りますので、その関係を崩すつもりは毛頭ございません。4 事業所については、今までどおりの併用ということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(藤原委員) 基幹相談支援センターについて、例えばこの協議会で検討していくという説明があったかと思いますが、実際、なかなか検討する時間が取れないように思います。

(事務局) この協議会の場に限らず、基幹相談支援センターについてこんな形がいいというご意見があれば事務局で検討させていただきますので、ぜひたくさんの意見を提案してください。

(会長) ある程度要綱等の詳細が決まった段階で、それらをこの協議会や部会等で検討していただき、各委員からそれぞれ意見がある場合は、直接事務局へお伝えいただくということによろしいですか。

それでは、次に、議題4「その他」に移りますが、事務局から何かございますか。

(事務局) 資料8に基づき説明。

(会長) 折角の機会ですから、他の検討事項についても提案がありましたら挙手をお願いします。

(河野委員) 今月末に施策推進協議会がありますので、当事者団体連絡会が実施しましたグループホーム・ケアホームに関するアンケートの集計を計画に対する進捗状況の情報として施策推進協議会に出していいかどうかこの協議会で諮っていただきたいことと、先ほど戸田委員から意見のありました住まいに関する研究会について、昨年この協議会で部会となることが認められたにも関わらず部会として動いていないことに私はとても憤りを感じています。不定期でしか集まれない方たちが研究会として一生懸命やってくださっていることは大変評価することだと思いますが、より多くの方に集まっていただいて、もっと定期的に話をする部会というもので考えていただきたいと思います。部会とすることが認められて1年半も経っているものがなかなか形にならないことが、この協議会自体が非常に馬鹿にされているというように思えてならないのです。目的を持ってもっと進んでいただきたいということと、忙しい方が集まらなければならないのであれば研究会は研究会のままで続けられて、部会は部会として作るということを検討していただけないでしょうか。そうでないと障がい者の生活はなかなか形になって現れてこないのではないかとというように思います。

(会長) 今、2点の話がありましたが、まず施策推進協議会に自立支援協議会の資料を提出することについて承認いただけるかということですが、これについては、事務局から

説明をお願いします。

(事務局) 事務局としては、当然、計画との関連がありますので、施策推進協議会に提出していただければありがたいと思います。

(会長) 田代委員が自立支援協議会を代表する施策推進協議会委員となっておりますので、自立支援協議会の資料については、まとめて出していただくということで、よろしくをお願いします。

もう1点、住まいの研究会について意見がありました。論点を整理させていただきますと、昨年度の段階で部会になることについて承認をいただいているのですが、要領と照らし合わせると、部会員になれる人の条件に縛りがあるということで、研究会のままの方がこの事業に関係するあらゆる方に協力していただけるということで、当面の間は研究会のままで活動すると報告させていただいておりました。

問題としては、部会のように頻回に開催されないために、事が進んでいかないということだと思います。

もし、今の研究会のメンバーでやっていくためには、この協議会の要領の修正が必要であったかと思います。

あくまでも部会にするのか、それとも研究会のままメンバーを変えずに、実際の活動を部会並の頻度で毎月にするのかということも考えられると思います。事務局、いかがでしょうか。

(事務局) 自立支援協議会に関しては、地域生活支援事業規則や自立支援協議会の要領というものに規定されております、今、会長からお話がありましたように部会員についても委員の中から選定するという規定があります。そのあたりの改正をしていくというのも勿論なのですが、住まいに関する研究会については、部会にして定期的開催できるというのが理想かと思いますが、実際、メンバーの中から早急に部会にしたいというような話があったというよりは、この協議会の中で部会にしたらどうかということで承認をいただいたという流れかと思っております。実際に動いていく中で目標がはっきりと決まり、定期的開催できる目処が立てば部会になるということも早急に考えたいとは思っていますが、今のところメンバーの集まりの頻度や目標の部分が明確に一つにならない段階ですので、早急に部会にするにはまだ少し時期が早いのではないかと事務局としては考えます。

(藤原委員) 結局、今のメンバーはお忙しい方で、委員というよりも事業所の方が中心になって開催されているということかなと思うのですが、誰のためにこの研究会があったり

するのかという目的が、事業所の方が勉強するためにこの研究会があるのか、それとも地域で毎日暮らしている当事者のために研究会があるのかという目的意識が少しずれているような気がするのですが。

定期的開催されるかどうかは問題ではなく、この協議会の中で部会にというように決まったことがどのように進められていくかということが問題ではないかと思うのですが、今、聞いていると、どうしてもそこが納得いかなくて、委員の方たちの都合のような気がするのですが、いかがでしょうか。

(会長) 研究会のメンバーで、これについて何か回答のできる方はいらっしゃいますか。特になければ、議長なのですが回答として意見を申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

研究会のメンバーは、みんな進捗の遅いことについて反省しています。自分たちもやりたいけれども、なかなか進まなくて非常に反省しているところがあると思います。しかし、何もやっていないわけではなく、昨年度もあるところに働きかけをして、なかなかいい結果が得られず、それで今年度については、これから一人暮らしにチャレンジしようという人がチャレンジしやすいように、一人暮らしがイメージできるような資料やDVD等を作ることで、また一人暮らしを体験できる家や場所があれば、そこで学生ボランティア等を利用して一人暮らしの体験をしていただくことについて話を進めています。

今後、これを具体的にいつから始めるのかということを進めていけばよいと思います。

やはり、忙しい、忙しいと言っていると先延ばしになってしまうので、忙しい中でも、具体的に日にちを決めてやっていけばいいのではないかと一メンバーとして考えています。

少しそのあたりの目処は見えてきたところまでようやく来たところですよ。

他の研究会のメンバーからも意見を聞きたいと思います。田代委員、いかがでしょうか。

(田代委員) 河野委員のご意見は、この協議会の場で部会に承認されたのに研究会のままになっているということが1点と、頻度から見ても結果が出てこないという歯がゆさがあるということが1点あったかと思います。

どうしても、部会というところにこだわっていくのであればもう一度、委員の皆さんにご意見をいただきたいと思います。

(吉野委員) 部会か研究会でやっていくのかということについて、もうちょっと話を詰めていった方がいいのではないかと思います。

当事者の方にとってみれば生活は毎日のことですので、早く何らかの形で進めて欲しい

といのは気持ちとしてよく分かります。

(斉藤委員) 去年、具体的に積み上げていったことがなかなか上手くいかず、成果が出なかった部分があったかと思しますので、もう一度仕切り直しではないですが、協議するしかないと思います。

部会がいいのか、研究会がいいのかということについてもすぐには決められないと思いますので、もう一度議論していくしかないと考えます。

(恩田委員) 部会と研究会の違いが分かるともう少しものが言えるかなと思いますのと、先ほど藤原委員がおっしゃった当事者のためのものか、事業所が勉強するものかとありましたが、どちらでもないというか、どちらでもあるというのか、そのあたりも当事者の方からの要望を事業所がどれだけ受け入れてやれるのか、そういった歩み寄りが必要だとは思って聞いておりましたので、それが部会か研究会の違いでどう変わるのかがちょっと分からないものですから教えていただきたいと思います。

(佐々木委員) 部会に昇格することに手を挙げた記憶はあります。でもならなかったというのは確かに不思議な感じはしました。部会か研究会かというところで、研究会でも熱心に幅広くやられていれば部会じゃなくてもいいのではないかなという気はします。去年の報告、今年の報告を聞いて少しずつですが、研究会も進展していると思います。

今回の報告の中で宿泊体験というものが出ていまして、この宿泊体験もグループホームの空きがあればそこでできるようになったというのは制度としてあるものですから、この地域でも実現できればいいなというように思っているのですが、この地域で宿泊体験をやるグループホームがあるのかなということは知りたいと思いますし、なければどこかにそういうことをやってくれるような働きかけをした方がいいと思いました。

それから、ショートステイという制度があるのですが、精神の方の場合は使える施設がないと聞いており、ストレスフルな環境からちょっと非難したいとか、そういう時に病院ではなくて、安心して過ごせる場所としてショートステイを利用できればいいと思っています。

先ほど施策推進協議会に提言するという話もありましたが、研究会だと提言できず、部会だと提言できるという差があるのであれば、部会にした方がいいと思います。

後、住まいに関することでいえば、市でも住宅政策を担当する部署があるかと思しますので、そのような関係者にも参加していただければいいのではないかと考えました。

(近藤委員) 自分の中に2つ視点があって、1つは、少し乱暴な言い方かも知れませんが、

研究会とか、あるいは部会という名称よりも、やはり大事なのは実際の活動、有効な活動がなされていくというのが一番なのかなというのが1つあります。ただ、私も部会に承認するかどうかについて手を挙げた人間ですので、そこは河野委員と同じように『あれ、何でかな?』というのは率直に思います。なので、逆にこのまま研究会でいいよという話でさらっと流れていくようであると、あの時の議論はなんだったのかなというのは私も思っています。

もう一つは、資料4のところでも今の研究会の構成員の方の名前が挙がっているわけですが、これをもし今回部会にするとした場合、部会になったらこの構成員から漏れてしまう人がいるのか、あるいは、今後、こういう立場の人にも入ってもらいたいというように考えた場合、部会だと入れないということがあるのであればそのあたりについてお伺いしたいと思います。

(事務局) 要領の第5条に部会というところがありまして、「協議会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置くことができる」、「部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する」、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める」、「部会長は部会の事務を掌握し、部会の経過及び結果を協議会に報告する」、「部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する」ということなのですが、「前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める」というのがありますし、最後に、「この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める」というのがございますので、確かに部会という捉え方を厳密に言えばあくまで部会の委員は協議会の委員のうちから会長が指名するということになっていますが、会長に諮れば協議会の委員でなくとも部会委員として認められますので、研究会を部会に変えるとしても問題がないかと思います。

(まある) 昨年度の途中で部会にしたかどうかという話と同時に、要領に合っていないのではないかという指摘があり、要領を変えるのを待つか、それとも協議会の委員だけで住まいに関する部会をやっていただくように組み替えていくかと考えた時に、やはり住まいに関する研究会は障がい種別を超えて、いろんな立場の人が集まって、制度に縛られることなく、この地域でできる仕組みを作っていきたいと考えました。それで、昨年度の第2回の協議会の際には、部会にはすぐならないという説明が事務局からあったと思います。

たしかに研究会として集まれた回数は頻回ではありませんでしたが、その間、メールで

いろいろやり取りし、別の機会が集まった時にはメンバー同士で話をしています。

(会長) 近藤委員、よろしいでしょうか、

(近藤委員) 要領はあるけれども必要があれば委員以外の参加も可能だということであるのならば、私個人の意見としては、昨年度ここで了承されたわけですので、部会という形にした方が筋は通っているのかなというように思います。

(伊藤委員) 今のお話でこの協議会の委員以外でも部会に入ってもよろしいということであれば、先ほど会長がおっしゃったように目標を明確にするということが大切なのかなということを感じました。

(小川委員) 今まで皆さんの意見を聞かせてもらって思ったことなのですが、去年賛成をされた時に、これを部会にした場合に何をやるかということをはっきり決められたのですか。何を、どうして、どうしたいかという目的があるのであれば、やはり部会としてもう一度立て直した方がいいと思います。ただ、今回の報告にあったことだけであれば、研究会のままでも問題はないと思います。

(会長) 昨年度、部会にするという承認はいただきましたが、その後の運営会議で、実はこういう要領があるので、その時には、研究会のメンバーが部会員になることは難しいのではないかということが話されました。また、部会の目的についても不明確な部分がありました。それで昨年度第2回の協議会において事務局から、部会としては承認されたけれども、当分の間は研究会で活動しますという報告があったかと思います。

本日たくさんのご意見をいただき、改めてこの要領の解釈について、部会のメンバーは協議会の委員以外でもよろしいということであれば、やはり部会にするということはあると思います。あるいは、そのあたりは難しいとしても、先ほど河野委員からあったように部会は部会としてきちんと作って推進役になってもらって、研究会のメンバーは何らかの形で参加してもらい、部会と研究会が並存するというのもあると思いますので、今後、住まいに関する研究会並びに運営会議に持ち帰って検討していただき、次の会には明確に報告していただくということによろしいでしょうか。

(河野委員) 前半の部分はいいと思いますが、次の会は年度末になりますので、あと半年も待つのかなと思いました。

私は明日にでも部会を動かしていただきたいと、正直思っているんですね。部会になれば、いろんな人に入ってもらえるのではないかと、実際に他の部会では、協議会の委員ではない方が入っていらっしやると思います。必要とされる方をそこに交えて、もっと広く

話をさせていただくというための部会であっていただきたい。

住まいに関することで、もっと実用的に障がい者の支援に早く繋がるというところで私は期待したものですから部会にして欲しいということを昨年提案しました。次の会まで結論を延ばして、報告をして、それから動き出すというと、この協議会自体の任期が今年度で終わりますので、できれば私はこの年度内に動き出せるような形を望みたいんです。

そうでないと、私たちはいつまで経っても、時間、時間で追われて、もう正直お尻に火がつくような状態の人が沢山いるものですから、少しでも早くそういう形のものを作り、早く動いてより良い形を少しでも早く見せていきたいというのが、当事者としては思うところですので、次の時にはこういう形で動きましたということの報告ではいけないのでしょうか。

(会長) 今、私が報告と言いましたのは、この会議で皆様に報告できるのはもう次の会しかないということです。運営会議や住まいの研究会はこの1か月以内にでもできますので、そこで結論が出れば、実質的には活動ができると思います。

(田代委員) 先ほど説明のありました、孤立死対策連絡会議も同じですが、この自立支援協議会も、やはり障がいのある方が地域で暮らしていくためにどうしていくかということ踏まえて、大きな事を言えば、自立支援協議会はまちづくりになると思います。障がい関係ではない方々も一緒になって取り組んでいく、当事者団体も一緒に入って協働していくということが肝心なのではないでしょうか。

(事務局) 要領を柔軟に運用していただき、研究会にするのか部会にするのかということについて、運営会議や研究会で再度、協議していただきたいと思います。

(会長) 以上をもちまして、本日予定しておりました全ての議題は終了としたいと思います。活発な議論をありがとうございました。

上記のとおり、平成24年度第2回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及び結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成24年12月27日

会長 向 文緒
職務代理者 田代 波広